

## 学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた憲法第26条第2項及び教育基本法第5条第4項により義務教育については授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

令和6年6月12日に発表された、こども未来戦略方針を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果によると、1,794自治体のうち令和5年度中に何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、予定を含め775自治体であり、小中学生全員を対象に無償化しているのは547自治体となっている。

全国の自治体には、その財政力から無償化の実施が困難な自治体や、実施している自治体であっても財源確保に苦慮している実態があり、義務教育における家庭の費用負担で自治体間での格差が生じている。義務教育は居住地に関係なく平等な教育環境を等しく確保することが求められることから、学校給食への財政支援や制度改正は、国及び県の関与が必要不可欠である。

よって、国及び群馬県においては、学校給食費の無償化の実現のため、十分な財政措置を講じるよう、下記の事項を強く要望する。

### 記

1. 自治体間格差が生じることがないように、国の制度として学校給食費の全国一律無償化を実現すること。
2. 国による全国一律無償化が実現するまでの間、県内市町村間で格差が生じることがないように群馬県の制度として、県内一律の無償化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
群馬県知事

} 宛て各通

伊勢崎市議会議長  
宮田芳典